

《特別寄稿》

グローバル経済下の有機農業「提携」運動

— IFOAM における PGS と CSA の出会い —

久保田 裕 子

キーワード：有機農業運動，産消提携，CSA，IFOAM，参加型有機認証（PGS）

目 次

はじめに

1 グローバリゼーションと国際有機農業運動

- (1) IFOAM, 小規模農家への視点を強める
- (2) IFOAM, 参加型有機認証（PGS）を打ち出す

2 小規模農家の手が届く PGS とは

3 小規模農家を守る「提携」と CSA

- (1) IFOAM で日本の「提携」をアピール
- (2) CSA, AMAP の広がり

- (3) 到達点を示す「地域がささえる食と農 神戸大会」

4 CSA, PGS と出会う

おわりに

はじめに

国際有機農業運動連盟（International Federation of Organic Agriculture Movements, 略称 IFOAM アイフォーム）は、世界の有機農業運動の国際的な連帯組織であり、116 カ国以上の有機農業団体等約 750 団体（2012 年現在）が加盟する。2011 年 9 月、アジアで初めての第 17 回 IFOAM 世界大会が韓国の有機農業発祥の地・南揚市で開催された。大会テーマは、「オーガニック・イズ・ライフ」（有機農業はいのち）。本会議の他に、ISOFA（国際有機農業学会）、スローフード・テッラ・マードレ韓国、ワールド・オーガニック・フェアなどの関連イベントが数多く開

かれ、盛会だった。会議だけでも 76 カ国から 2,000 人、ワールド・オーガニック・フェアには 25 万人が訪れ、IFOAM 大会としても最大規模となった（筆者は、プレ大会（種子）及び本会議に出席）。

IFOAM は、世界共通の有機農業の目標を定め、有機農業の生産・加工等に関する基準策定やその認証機関の資格認定活動などを通して有機生産基準の国際標準化を図ってきた。1982 年から IFOAM の有機生産・加工等基礎基準（Basic Standard Guideline）を策定し、ほぼ 3 年に一度の総会等を通して改訂を重ね、同時に食品規格の国際的な機関となっている FAO/WHO 合同国際食品規格委員会（コーデックス委員会）にも影響力を及ぼしてきた。だが、2000 年代になると、

それまでの欧米中心の第三者認証による有機農産物販売の推進だけでは世界の有機農業を進める声を代表していないことが明らかになってきた。

経済のグローバル化による大企業支配が進展する中で、貧富の差が広がり、途上国では農村地帯に貧困層が広がっている。欧米でも農業・食料の大企業による支配が進み、小規模農家が立ちゆかなくなっている。さらに、有機の世界でも、既存の大企業が有機に参入するようになり、小規模有機農家も追い詰められている。IFOAMは、そうした世界の貧困や飢餓の問題に対して、これまでも有機農業の導入による解決を提唱してきたが、その要請はますます強まっている。

IFOAM 理事会は、2011年9月22日、韓国での第17回 IFOAM 世界大会・総会を前に、小規模農家の役割についてのポジション・ペーパー（見解）を出し、グローバル経済下の小規模農家を守る活動への取組みをいっそう強めることにした。併せて、この第17回世界大会・総会では、多くの途上国の小規模農家に手の届く参加型有機認証（PGS）の推進も打ち出した。

1970年代に始まった日本の有機農業運動の特徴は、農業者だけでなく、消費者（都市生活者）が参画する「産消提携」「提携」（生産者と消費者の提携）を軸に伸展してきたことである。「提携」は、それぞれの地域に有機農業生産と地域自給・地産地消を根付かせ、有機農業運動を牽引する原動力となってきた。アメリカでは、1986年から始まった CSA（Community Supported Agriculture 地域が支える農業、または地域支援型農業）の取組みが日本の「提携」と同様の理念や方法をもち、広がりを見せている。2001年からはフランスで、CSAに範をとった AMAP（Associations pour le maintien d'une agriculture paysanne、家族農業を守る会）の取組みが始まり、また、呼び名はそれぞれ違うが、同様に生産者と消費者が協同して進める有機農業がカナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、南米、東欧などでも広がっている。「提携」・CSA の国際連携ネットワーク URGENCI（An Urban-Rural Network: Generating new forms

of Exchange between Citizens、まちとむらの新しい連帯＝産消提携国際ネットワーク ウージャンシー）も2001年から組織され、第4回国際シンポジウムが2010年に日本（神戸市）で開かれた。

そのような「提携」・CSAが、出会うべくして出会うことになったのが「参加型有機認証」（Participatory Guarantee Systems, PGS）である。第4回 URGENCI 国際シンポジウム第5分科会では、「提携」、PGS、第三者認証のそれぞれの立ち位置が明瞭になった。第17回 IFOAM 世界大会では、PGSの分科会は熱気にあふれた。本稿は、そのような IFOAM や URGENCI の動向を日本の有機農業「提携」運動との関わりの中で明らかにしておくことをねらいとしている。なお、本稿は、敬称を略させていただいた。

1 グローバリゼーションと国際有機農業運動

(1) IFOAM、小規模農家への視点を強める

IFOAM は、世界の有機農業運動の国際的な連帯組織であり、世界の有機農業者らが集うフォーラムとなっている。1972年にパリ近郊で設立され、以来、国際会議や委員会、セミナーなどを通して世界各地の有機農業団体等が集い、有機農業の普及に努めてきた。現在は116カ国以上の有機農業団体等約750団体（2012年現在）が加盟し、国連社会経済理事会（ECOSOC）に公式の諮問資格を持つほか、国連食糧農業機関（FAO）や国連開発貿易会議（UNCTAD）、国連環境計画（UNEP）など国際機関との協力関係をもつ国際 NGO となっている。

IFOAM は、今では途上国への有機農業導入などを含む幅広い活動を行っているが、前述のように、1980年代から90年代にかけて力を入れてきたのは、世界共通の有機農業の目標を定め、有機農業の生産・加工等に関する基準策定やその認証機関の資格認定活動などを通して有機生産基準の国際標準化を図り、貿易を推進することであった。1982年から IFOAM の有機生産・加工等基礎基

準を策定し、ほぼ3年に一度の総会等を通して改訂を重ねてきた。同時に食品規格の国際的な機関となっているFAO/WHO合同国際食品規格委員会（コーデックス委員会）とも連携をとり、影響力を及ぼしてきた⁽¹⁾。

国際的な有機農業運動団体として、世界共通の基準や国際間取引の円滑化を図ることは、現在でもIFOAM活動の柱であることに変わりはないが、2000年代になると、それまでの欧米中心の第三者認証による有機農産物販売の推進だけでは世界の有機農業を進める声を代表していないことが明らかになってきた。経済のグローバル化による大企業支配が進展する中で、貧富の差が広がり、途上国では農村地帯に貧困層が広がっている。欧米でも農業・食料の大企業による支配が進み、小規模農家が立ちゆかなくなっている。さらに有機の世界でも、既存の大企業が有機に参入するようになり、小規模有機農家は追い詰められている⁽²⁾。

FAO（国連食糧農業機関）は、世界の飢餓（栄養不足）人口が10億人を超えると推計している。その多くは伝統的な小規模農家である。IFOAMは、そうした世界の貧困や飢餓の問題に対して、有機農業の導入による解決を提唱している。すでにその活動の中で、南アフリカ、東アフリカ、インド、ラオス、カンボジアなどで、有機農業への転換による生産性向上や販売増強などの成果をあげてきた⁽³⁾。IFOAMは、飢餓や貧困を救う道筋は、自給的で自立的な小規模の家族農業が基本となると考え、それら家族農業を、規模拡大や農薬・化学肥料を使用する大企業支配から守り、小規模農家として現代の有機農業を採り入れて、その収量や収益を上げていくことに力を注ごうとしているのである。

IFOAM理事会は、2011年9月22日、韓国での第17回IFOAM世界大会・総会を前に、2つのポジション・ペーパー（見解）を会員向けに出した。一つは、有機種子と繁殖について、もう一つは小規模農家の役割についての見解である⁽⁴⁾。

前者の種子についての見解は、主旨は、有機農業において有機種子（有機栽培により採種されたもの）を使うことが有機農業生産にも適っている

ので、種子を含めた有機農業の理念に沿った活動を進めようというものだが、その主眼は、大企業支配の種子産業に支配されないよう、①有機の農民が自身で力を付け、有機種子の作出（品種育成）、生産、販売、流通や交換を行っていく条件整備をしていくこと、②有機種苗の生産・販売は、農家主体のものも、一般の種苗会社のものも、双方を支援し発展させていくことにある。なお、日本の有機種子の社会的環境もそうであるが、有機種苗の調達はなかなかむずかしい段階にある地域・国があることも認め、この見解でIFOAM理事会は、④有機認証や規制により、有機農家の種採り、あるいは有機種苗の発展が妨げられないようにすること、⑤有機認証された有機種子の量や品質が十分でない場合は、処理されていない慣行種子や有機認証されていない種子を使うことという段階的なものであることも盛り込んでいる。

後者の小規模農家の役割についての見解は、次のような主旨である。

小規模農家は、有機農業のめざす自然生態系と共生する持続的な農業と暮らしに沿うものであり、土壌・水系・大気汚染を防ぎ、生物多様性の維持増進、地球温暖化防止に貢献し、グリーンツーリズム、食文化、農家での加工、工芸など地域のさまざまな経済的・文化的な活動と関係して健全な地域社会を創造する主体である。そして、食料の自給・自立、食料の安全保障などの食料主権を実現する鍵となる。ところが、現在の各国の政策は、小規模農家と農村コミュニティに対する支援策としてはなはだ不十分である。大規模農家向けがほとんどである現状に対し、IFOAMは、小規模農家を支援するよう強く求める。

ちなみに、ここで小規模農家とは、おおよそ2ヘクタール以下としており、世界の90%の農民は、小規模農家であり、13億人の雇用規模となっていると述べている。

(2) IFOAM, 参加型有機認証（PGS）を打ち出す

経済のグローバル化を背景とした、IFOAMのこのような有機農業の地域自給・地産地消型、小

規模農家擁護への方向性は、2000年代になると強まり、2005年9月の第15回IFOAM世界大会・総会（オーストラリア、アデレード）での事務局長交代でさらに強化された。今回の2011年9月、第17回IFOAM世界大会・総会においてその方向性は、新会長にアンドレ・ロイ（オーストラリア）、副会長2人は、ロベルト・ウガス（ペルー）とガビ・ソト（コスタリカ）、他にスペイン、スイス、ガーナ、ナミビア、インド、カナダ、オランダから計10名が選出されたことでさらに強まった。ロイは、バイオダイナミック農法系で、後述のGOMA（Global Organic Market Access, 世界有機農業市場アクセス・プロジェクト）委員も務めるが、小規模農家のサポートに強い関心を抱いている。かつての欧米中心の執行部は姿を消したとあってよいだろう。その他の理事の出身国を見ると、南米、アフリカ、インドなど有機農業では途上国といえる国がめだっている。

IFOAMは、有機基準への取組みについても、今度の総会で枠組みを変更した。総会に先立ち、電子投票により、「IFOAM・ファミリー・オブ・スタンダード」の投票を行って承認した。これはIFOAMがこの数年にわたりFAO、UNCTADと合同で進めてきたGOMAプロジェクトと連携したもので、Common Objectives and Requirements of Organic Standards（有機基準の共通の目標と要件）を満たした各認証機関等の基準の同等性を認めていく事業である。また、これに伴い、現在、これまでのIFOAM有機生産基礎基準の見直しも行われている。この基礎基準は、もともと、全体としてガイドラインとしての性格をもち、各国、各地域が自身の基準を策定する際に参照するためのものである。今回の案には、近年の本来の有機農業を守ろうとする動きを背景として、社会的公正の条項も盛り込まれている。

有機認証については、この第17回世界大会・総会は、PGSの方向性をさらに大きく打ち出したことで画期的なものとなった。PGSは、第三者認証ではなく、生産者と消費者が共に参加して進める有機農産物の表示を確認し、保証するためのしくみである。「世界の有機農家の半数以上は、

これまでIFOAMが進めてきた第三者認証による有機認証システムを使っていない。もっと、小規模農家に手の届く認証のしくみが必要だ」と、2004年、当時のIFOAM副会長ピポ・レノルド（アルゼンチンの小規模農家主体の有機認証団体所属）が呼びかけて、ブラジル・トレスで開いた「もう一つの有機認証についての会議」が今日のPGS推進の契機となっている。同会議には、ブラジルを中心に、20カ国（アメリカ、ニュージーランド、タイ、インド、ウガンダ、フィリピン、スウェーデン、イタリアも参加）から40人が参加した。

会議では、ブラジル、ニュージーランドなどで進められている相互に確認しあう基準確認のしくみをはじめ、各国で実施されているさまざまな方法の各地の事例・資料が持ち寄られ、討議が行われた。当初、この会議名称のように、こうした参加型の認証のしくみは、「オルタナティブ」（代替的な、もう一つの）という形容詞で語られていたが、検討の中で、すでに普及されてきた第三者認証に取って代わるものではなく、同時に併行してIFOAMが進めるべきものであることが認識されるようになった。2005年2月、ドイツ・ニュルンベルグでのIFOAM共催のビオファのセミナーにおいて、PGS作業グループがIFOAMとしては初めて対外的にこの認証のしくみの理念や方法、現況などについて公表し、大きな注目を集めた（筆者も出席）。これを踏まえてIFOAM理事会は、この取組みについて、その名称を正式に「参加型有機認証制度」（Participatory Guarantee Systems, 略称PGS）（翻訳の際に、わかりやすいように、有機という語を補い、一般的になっている認証という用語にした一筆者）と名付けて、これを推進することにした。

IFOAM理事会は、これを正式の一つの認証方法と位置づけ、PGS委員会を設置し、推進することにした。PGSは、今や、IFOAMの公式ウェブサイトでも第三者機関による認証制度と並ぶ、IFOAMの公式の一つの認証方法であるとして紹介されている。PGSのページには、PGSの定義、PGSの理念やビジョン、PGSの要件が掲載され

ており、ガイドブックやデータベースも充実している。さらに、2009年からはウェブサイト上で月刊の『グローバル PGS ニュースレター』も刊行され、普及が図られている。

第17回世界大会では、大会本会議におけるPGSについて、南米・北米・豪州・南アフリカ・中国・アジアなど地域毎の分科会がもたれ、CSAの国際連携ネットワーク URGENCIによる一連の分科会（「CSA meet PGS」）も開催された。役員人事においても、世界理事10人のうち、半数はPGS推進にひじょうに熱心であり、そのうち2人はPGS委員会メンバーであるという執行体制が出発した。『グローバル PGS ニュースレター』（2011年10月号）は、「第17回世界大会・総会ではっきりしたことは、PGSのドアが有機農業の世界に開かれたことだ」と話す2人の理事のコメントを紹介している。

次に、PGS、及び、小規模農家擁護と関係の深い「提携」、CSAについてみていこう。

2 小規模農家の手が届く PGS とは

IFOAMのPGSのホームページに載っている基本となる文書を紹介しておこう。

「参加型有機認証制度の定義」は、「地域に焦点を当てた有機農産物等の品質保証システムである。それは、信頼、社会的なネットワーク、知識の交換・生消交流の基盤の上に、消費者の積極的な参加活動に基づいて、生産者を認定する」とされている（原文英語。日本有機農業研究会提携と基準部訳、以下同じ⁵⁾。

「PGS — ビジョンと理念を共有しよう —」は、次のような内容である（要旨）。

世界にはいろいろな参加型の有機を保証するしくみがあり、それぞれの方法論や手順は異なり、各地域の固有のもので多様であるが、共通の原理が明らかに存在している。PGSの哲学は、有機農業の理念から生まれたもので、根本的に生態系にやさしい農業を求め、長期的な経済的持続性と社会的公正により、農民や労働者を支えるものである。それは、基本的に地域（ローカル）で、直

接取引に焦点を当てて、地域コミュニティづくり、環境保護、地域経済支援に資するものである。

PGSの哲学（根本価値）は、有機農産物を求める消費者に信頼性の高い保証を与える点で、PGSは第三者認証制度と目的を共有している。両者の違いはアプローチの違いによる。名前が示すとおり、PGSでは農民及び消費者が認証過程に直接参加することが奨められるだけでなく、むしろ要請される。PGSが使われる小規模農場や地域の直接取引においてこそ、このような直接的参加はまさに実現可能となる。関係者が積極的に参加すれば、彼らの権限と責任が強まるのである。

このためには、PGSの取組みは生産者のみならず消費者の知識・能力開発を重視する必要がある。こうした直接的参加によってPGSの取組みは文書作成・記録保存の面倒を少なくすることができる。PGSの取組みは、まさに小規模農家を有機農業に引き入れるためのものでもあるからだ。既存の認証制度は、認証手続きに従っていることを“農民が証明すべきだ”という思想で始まるのに対し、PGSは、その根底に農家への信頼を置いた“信頼に基づいたアプローチ”をとっている。その信頼性は、徹底した透明性・公開性で成り立ち、位階制（ヒエラルキー）や行政の関与を最小化した環境で維持される。

次に同文書は、PGSの重要な「要素」として次の点をあげている。

1. 共通ビジョン（位置付け）の共有

取組みを導くのは農家と消費者であるという基本原理を持ち、そのビジョンを明白に共有していること。

2. 参加型

有機農産物の生産と消費に関心をもつ人々による熱心な参加を前提としている。有機農産物の品質に対する信頼性は、参加の賜物である。

3. 透明性

農家を含めすべての関係者は、この認証のメカニズムがいかにして働くのか、意思決定はいかになされるのかを正確にわかるようにしておかなく

てはならない。とはいっても、どんな詳細なことも全員が知っていなければならないという意味ではない。この制度がいかに機能するかについて、全員が基本的理解を持っていなければならないのである。認証の意思決定はどのようになされるかという基準、とりわけ、ある農場が認証されない場合、その理由は何かが、人々によくわかるようになっていくべきである。したがって、PGSに関する資料がなくてはならず、それはすべての関係者が入手しやすいことが必要である。

PGSの実施により得られた生産者の営業上微妙な情報やプライバシーは秘密保持されなければならない。だが、このような秘密保持は、透明性の原理を緩めるものであってはならない。それは透明性と矛盾するようにみえても、一方のプライバシーや営業秘密と、他方の透明性を目的とした情報アクセスとの間は、はっきりと一線を画すべきである。

4. “信頼に基づく有機性保持”のアプローチ

PGSの支持者は、農家は信頼できるし、有機認証制度はこの信頼を表現すべきであるという信念を固く持っている。それは、有機農家の信頼に基づく有機性保持を確かなものにするさまざまな社会的文化的な管理・監視メカニズムを地域社会は有しているものであり、そのような地域の能力を用いて、これが信頼できるものであることを示すのである。このように、それぞれの地域のもつ固有の質的・量的なメカニズムによって信頼に基づく有機性が保持されていることを図ったり、表明したりすることが認知され、尊ばれるのである。これらの要素は、有機認証制度に不可欠である。

5. 永続的な学習過程

単に認証を与えるにとどまらず、地域の持続性と有機的発展を支える手段・メカニズムを与えることをめざしてきた。これによって、農家の生活と地位は強められる。農家・コンサルタント・消費者が参加して有機農業の原理原則・規則に適合しているかどうかを苦心して照合・検証していくことは、有機農産物に信用をもたらすだけでなく、その過程自体が永続的な学習となるのであり、地域の能力を発展させるのである。

6. 対等性

対等性とは、権力を分かち合うことを意味する。つまり、生産物や生産加工の有機的品質の検証を少数者の手に集中しないことである。PGSの手続きに参加する人々はみな、生産物や生産加工の有機的品質の確立に対し、同じレベルの責任と能力を持つ。

次に、PGS ホームページに載っている「PGS—小規模農家のためのマーケティングと支援—」をみておこう（要旨）。

PGSで使う有機農業基準は、有機農業として誰にも認められ、公にされた基準に基づく。例示されているのは、「IFOAM 有機生産・加工の基礎基準」及び、社会的公正の基準にも言及したものとされている。PGSでは、農家が常にそれらの基準を守っていると証明するため、組織立った一連の手続きを行う。PGSは、知識と経験を分かち合い、協力して農法を高めてきた生産者グループを支え励ますものである。

PGSで重要なのは、透明性と公開性である。透明で組織だった意思決定手続きを行い、有機農業の保証責任を共有することを目的としている。この有機認証制度は農家・消費者自身によって作りだされ、農家・消費者の直接参加を励まし、ときにはそれを要請するものである。情報公開と評価システムを通じて、信頼は生まれる。

地域的適正—PGSは、それぞれの地域・地区・文化的環境・市場に固有のものである。輸出中心の第三者認証に比べて、PGSは管理が楽でコストも安い。

地域経済を支える—PGSは、小規模な生産・加工を活気づけることによって、地域の社会経済・自然環境の状況を改善する手段として役立つことができる。地域市場では、PGSが小規模農家を助けて、その農産物を「有機」と認めさせる。PGSによって、消費者と小規模農家とのネットワークが高められ、小規模農家は、その生産基盤の拡張に弾みをつけることができる

第三者認証は、どの状況にもふさわしいとは限らない。

- ・輸出市場だけに頼る有機農業生産は、世界市場の外的変化から被害を受けやすく、ますます激化する競争にさらされる。
- ・開発途上国では、ふつう、国内の有機市場は無限度である。たいていは多品目少量の生産を行なっている小規模農家に対し、PGSは彼らの農産物を販売するメカニズムを提供する。
- ・地域の直接販売目的からみれば、主として輸出に適用される第三者有機認証は「行き過ぎ」であり、小規模農家にとってコストがかかりすぎる。

PGSの取組みを支えるために、政治家と地域NGO・NPOができることは、次のようである。

- ・「有機」であることの品質を保証するのに信頼が置け、身近な方法としてのPGSを使った有機食品に対して、地域市場を開く手助けをすること。
- ・消費者・生産者のグループがPGSに基づいて地域市場に出ていく際に、役所的な文書作成や行政手続きの負担を軽減すること。
- ・商品作物に集中した単作農業を避け、地域内の作物多様性を推進・保護する多品目生産に、励ましを与えること。
- ・公正な価格と並んで食の安全や食料主権を達成するため、PGSを通して農家が団結し、農家間相互の評価と支援を強化すること。
- ・地域農業に人々の目を覚まさせ、都市の市場を地域・地区の農家に開くこと。
- ・有機農業システムの本質的部分としての社会的公正の基準と実践の導入を活発化させること。
- ・検証可能なシステムの下に「有機」という言葉を使えるよう、法制化の過程で弾力性を認めること。

以上、IFOAMのPGSに関する基礎資料をみると、PGSとは、主に小規模の農家が地域で地域における他の生産者、買い手である消費者、監査コンサルタントのような専門家が一緒に農場を訪問して、実地で、相互交流を通して基準への適合を確認していくプロセス重視の認証のしくみで

あるといえる。そしてその眼目は、基準は、簡便化したものでよいが、公的な、公表されたものであることにより、法制的な裏付けを得て、「有機」であると表示できるところにある。この表示の通用する範囲は、基本的に一定の地域内である。

このようにみえてくると、日本では、すでに生協で行われている公開確認会や公開監査、生産者消費者交流協議会の活動などのしくみと同様のものであることがわかるであろう（ただし、PGSでは、主に公の有機基準を使う）。

日本では、有機JAS検査認証制度により、特に有機農産物と有機農産物加工食品は、指定物資制度によって、第三者認証が必須となっており、それ以外の表示が厳しく規制されている。JAS法の「表示」の範囲は、農産物自体とその容器・包装・送り状だけであるが、その厳しい罰則規定なども影響して、農家は、有機農業でつくったものであるという情報提示には遠慮がちであり、「有機農業」という共通の旗印さえも失われかねない状態になっている。PGSには多様な方法がありうるので、すでに第三者認証と並んで公式の認証方法と認められているブラジルの事例などの検討も含めて、日本の実情に即した導入の方途を探っていく価値があるだろう。

3 小規模農家を守る「提携」とCSA

(1) IFOAMで日本の「提携」をアピール

2011年9月、アジアで初めての第17回IFOAM世界大会が韓国の有機農業発祥の地・南揚市で開催された。大会テーマは、「オーガニック・イズ・ライフ」(有機農業はいのち)。プレ大会が9月26～27日にかけて、都市農業・種子・有機繊維・有機ワイン・有機朝鮮人参などをテーマに韓国各地8カ所で開催された。本会議は9月28日～10月1日、総会は10月3～5日、さらに本会議に併行して、ISOFA(国際有機農業学会)の他に、スローフード・テラ・マドレ韓国、ワールド・オーガニック・フェアなどの関連イベントが数多く開かれ、盛会だった。会議だけでも76カ国から2,000人、ワールド・オーガニック・

フェアには25万人が訪れ、IFOAM大会としても最大規模となった。

日本有機農業研究会からは、魚住道郎副理事長ら8人が参加⁽⁶⁾。同会企画の分科会を「日本の提携運動の理念を共有しよう」というテーマで開き、魚住「大災害を乗り越える有機農業運動」「森・里・海の提携ネットワークによる流域自給」、吉野馨子「日本の『提携』運動の現状」、若島礼子「日本の『提携』」を報告した(筆者司会)。魚住は、東日本震災に多くの海外の仲間からお見舞や励ましを受けたことにお礼を述べた上で、震災直後から提携消費者からの衣類などの支援物資や自分たちの野菜を仲間で被災地(避難所)に運び続けたこと、また、福島第一原発から150km圏に農園があることからある程度の放射能汚染を受けており、農地の表面に積もった放射性物質は、土壌を深く農機で耕して混ぜ込むことにより、放射性物質を土壌に固着させ、農作物への移行を防いだことなどを話した。また、森から里(里地里山、農地)、里から海へと流れ出る腐植(特に鉄との関連)に着目した食と農だけではなく森と海との有機的な連携による流域全体の自給の重要性についても述べた。

吉野は、日本有機農業研究会が行った「有機農業への消費者の理解促進に関する調査報告」⁽⁷⁾から、「提携」団体では農家主導型がふえていることや、提携生産者にとって「提携」からの収入が主要な位置を占めていることなどを報告。若島は、「提携」に参加する消費者の立場から、農家と共にある食べ方や暮らしについて述べた⁽⁸⁾。

日本有機農業研究会は、IFOAMの初期からの会員である。IFOAMは、フランスに本拠をおく「ヨーロッパの有機農業・衛生協会」(通称、「自然と進歩」Nature et Progrès)(1964年設立)が中心になってつくられた。1974年11月にパリでその団体の第10回大会を兼ね、IFOAM第2回大会が開催された。日本有機農業研究会からは、創立者一楽照雄をはじめ、若月俊一(佐久総合病院院長)、松岡信夫(市民エネルギー研究所)、有吉佐和子(作家、当時、『複合汚染』を執筆中)が参加した。日本有機農業研究会の会誌『たべも

のと健康』(1975年3月号、なお、76年に『土と健康』と改称)には、その訪問記が載っている。その後も、日本有機農業研究会は世界大会に代表を派遣し続けてきた。

上述のようにIFOAMは、1980年代になると有機農業の生産基準の策定を行い、基準認証システムによる有機農産物の保証をてこに国際的な有機農産物流通を推進する活動に邁進する。だが、一楽の率いる日本有機農業研究会は、そうした基準づくりには関心を示さず、むしろ批判的な立場からIFOAMに関わってきた。世界大会では、日本の「提携」運動の理念や方法を提唱し、具体的な事例の報告を行ってきた。1982年8月にアメリカ・ボストンで開かれたIFOAM第4回大会には、「提携」事例を携えた大平博四(東京都世田谷区で1968年から有機農業に取り組み、提携グループわかば会を組織)と築地文太郎(日本有機農業研究会事務局長)を派遣している。

当時すでに、日本の「提携」は、そのユニークさで「国際的な注目を浴び、評価を受け」たことが記録されている。両氏の発言が「格別な反響を呼び、休憩時や閉会後に話しかけてくる者が後をたたなかった」と、一楽は「国際的評価に思う——提携の道を広げよう」(『土と健康』1982年11月号)で述べ、その理由として次のように述べている。

「そのユニークさとは何であるか。彼らによれば『日本の有機農業運動には、他には見られない、一種の哲学がある』と言うのである。それは褒め過ぎの言い方であるが、われわれがかねて、密かに自負してきた特徴的傾向であるところの、生産者と消費者との提携による有機農業の成立は、彼らには全く考え及ばなかったことであり、それが『エコノミックアニマル』人種の日本に存在することに一層の驚異を感じるのであろう」と。そして、このような国際的にも脚光を浴びようとしている「提携」の「道の開拓にこそ、一層の確信をもって努めるべきであろう」と、述べている。

1986年8月には、アメリカ・カリフォルニア州サンタクルーズにおいてカリフォルニア大学との共催で開かれたIFOAM第6回大会では、一

楽自ら、天野慶之（元水産大学学長、当時、日本有機農業研究会代表幹事）と共に「有機農業運動の提携10原則」（提携10か条）を含む英文資料を携えて出席している。

この「提携10原則」こそは、日本の「提携」運動の哲学を表したものといえよう。その第1条には、「提携」の本質は、「単なる物の売買関係ではなく、人と人との友好的付き合い関係」であり、「生産者と消費者が生活の見直しに基づき、対等の立場で互いに相手を理解し、相助け合う関係」であると述べられている。つまり、「提携」の本質とは、関係性であり、「つながり」であって、今日の市場経済における商品取引一般とは異なることが打ち出されている。2条以下は、互恵に基づく価格の取り決め、自主的な配送、全量引取り、援農、適正規模の維持、学習・研究による反公害の農業や暮らし方の追求があげてあり、最後の第10条には、これらを通して、さらに高次の有機農業をめざして漸進していくべきことが勧められている。

「提携」で進める有機農業は、小規模な、自給し自立する個々の農家が主体となった農業である。有畜複合、多品目少量栽培を家族農業で行い、特に手間がかかる収穫作業や草取りなどは消費者に援農（縁農）を仰ぐので、自ずから経営規模は限度があり、農業雇用者を雇う必要はない。「提携」活動では多くの標語を生んだが、「自給する農家の延長上に、都市生活者の食卓を置く」、「間引き菜から臺が立つまで（食べる）」「畑に合わせて（献立を考えて）食べる」など、「提携」のしくみでは、「つくる」「はこぶ」「たべる」が相互作用を生み出し、ムダやリスクが吸収されている。「提携」を通して、消費者とのつながりは強固になり、持続的な経営も実現しているのである。

「提携」は、後述する1980年代後半からの北米でのCSAの興隆にもみられるように、小規模の農家を地域でささえるしくみであるともいえる。

(2) CSA, AMAPの広がり

1986年という年は、アメリカの東海岸で、ロビン・バン・エンやトゥローガー・グロウがその

前年のオレンジ・プロジェクトを発展させ、CSA（Community Supported Agriculture、地域が支える農業、地域支援型農業）と名付けた取り組みを始めた年である。ドイツとスイスのバイオダイナミック農法の流れを汲むCSAは、エンらが精力的に普及活動を行い、小規模農家や新たな農場プロジェクトとして1990年代から2000年代にかけて北米に急速に普及した。その数は2000年代には1,000~1,200といわれ、今日ではアメリカ農務省の農業センサスの農家分類の項目にあがっており、2007年調査では12,500カ所を数えている⁽⁹⁾。

アメリカで始められたCSAは、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどでも広がり、さらに2001年になると、フランス南部の小さな都市オーバーニュで有機農業を営むデニーズ、ダニエル・ブイロン夫妻がAMAP（家族農業を守る会）を開始する。2000年にアメリカのCSAを初めて知り、その後ニューヨーク市で建築の仕事をしていた娘エディスが、同市で遭遇した同時多発テロを機に親元へ戻り、一緒に、アメリカで経験したCSAを開始したのである。

実際に後述のシンポジウムで訪問した際に聞いたブイロン夫妻の境遇は、どこで起きても不思議ではないグローバリゼーションによる被害だった。

200年以上にもなるという中世風の塔のあるブイロン夫妻の農場は、有機農業をやっていた先代から引き継いだものだ。周囲は徐々に開発が進み、目の前の土地は借地関係が不明になり売られてしまった。そこに出現したのは、巨大なスーパーマーケット・カルフルだった。その向こうにはマクドナルドの黄色いアーチもみえる。ブイロン夫妻は有機レタスをカルフルに出荷して、よく売っていた。ところが、作付けをして出荷しようとしていたにもかかわらず、突然、より安く仕入れられるチリ産有機レタスに切り替えられてしまい、出荷できなくなってしまったというのである。そうして苦しんでいる時に、CSAのしくみに出会ったのである。

ダニエルは元小学校教師、デニーズは地域の農業委員を務めている（当時）。農民運動家ジョゼ・

ボヴェとも親交のある彼らの活動は、反グローバリズムの運動と相まって、その後フランス全土に急速に普及した。その勢いは、2004年には、提携・CSA・AMAPなど、すでに世界共通に広がっていたそうした取組みを糾合する国際シンポジウムを開催するほどになっていた。

2004年2月、オーバーニュ市で開かれた「第1回地域農業と消費者を結ぶ国際シンポジウム」は、フランスでAMAP運動を進めるALLIANCE（アリアンスー農民・エコロジスト・消費者連合）が中心になって呼びかけ、EUの地域活動担当部門の支援を得て、日本、米国、カナダ、ブラジル、ベルギー、ベラルーシ、ドイツ、スイス、デンマーク、イギリス、ポルトガルなど14カ国から48人が参加し、地元の参加者を含め約400人の大きな大会になった。日本からは“テイケイ”の元祖ということで、日本有機農業研究会が招待され、橋本慎司（兵庫県市島町の提携農家）及び筆者が参加した。この2004年の国際シンポジウムを契機にURGENCI（まちとむらの新しい連帯＝産消提携国際ネットワーク）が発足し、橋本は理事を務めることになった。

その後2009年には、村山勝茂（IFOAMジャパン理事長）がURGENCI理事長になり、日本で第4回URGENCI国際シンポジウムを開催することになった。日本では、このシンポジウムの受入れについて、神戸市で2日間にわたる総合的な大会として開くことにし、2010年2月、「地域がささえる食と農 神戸大会」が実行委員会方式で開かれた（実行委員長橋本慎司）⁽¹⁰⁾。

③ 到達点を示す「地域がささえる食と農 神戸大会」

2010年2月18～22日にわたり、兵庫県神戸市（神戸学院大学ポートアイランド・キャンパス）で開催された「地域がささえる食と農 神戸大会」は、世界の15カ国から「提携」・CSA・AMAPなどの関係者約50人が参加し、日本からも約800人が参加し、世界と日本の「提携」運動関係者が一堂に会する盛大な催しとなった。2月18～19日には、海外からの参加者20名に日本か

らの参加者が加わり、丹波市のコース、豊岡市のコースの2カ所で地元の人々とにぎやかに交流、22日にも神戸西地域を訪問するオーガニックツアーが行われた。20日（土）は、「第5回農こそコミュニティ」、21日（日）は「第4回産消提携国際シンポジウム」。定員600名の会場は座りきれないほどで、文字通り熱気に包まれた。

講演やメッセージとしては、保田茂「日本における有機農業運動の歩みと到達点」、アンドリア・カロリー（イタリア）「市民と自治体の協働で広め、支える食と農」、エリザベス・ヘンダーソン「世界のコミュニティ・サポーターズ・アグリカルチャー」、アンドレ・ロイ「有機社会へ向けて」、金子美登「“参加する”食と農」など。パネルディスカッションでは、「提携の経験から」（榊渥俊子ほか）、「有機農業と提携の未来」（村山勝茂ほか）、さらに、7つの分科会「地域連携」「有機農産物を学校給食へ」「地域の担い手たちの挑戦」「生物多様性をはぐくむ有機農業」「オーガニックマーケットにおける提携・PGS・認証」「種をめぐる自立」「パートナーシップ」が開かれ、「大会宣言 地域がささえる食と農 神戸大会——産消提携が有機的な社会を築く——」が採択された。22日には有機農業政策公開討論会、URGENCI総会も開かれた⁽¹¹⁾。

ヘンダーソンは基調講演「世界のCSA」で、ポルトガルではレシプロコ、ベルギーではフード・チーム、ドイツやノルウェーではブッシュベルホフと、呼び名は違うが、世界各地にCSAや「提携」と同じような理念や方法をもった取組みは多数存在することを述べた。そして、「このことは、グローバリゼーション下の抑圧にどのように対応したかを示すものであり、それがひとつの共通性をもつ形をとっていることに勇気づけられる。それぞれの地域で、生産者と消費者は、その地域の条件にあったCSAをつくり出しており、そしてそれは、総合性や健全性、経済的活性を取り戻すものである」（要旨）と、世界を覆うグローバリゼーションに抗する一つの共通する取組みがCSA、「提携」であることを称揚した⁽¹²⁾。

このように、世界に広がる「提携」・CSAの運

動は、1970年代、80年代に世界各地で形づくられたそれぞれの取組みが相互に連携し、共通の理念や方法をもっていることを再確認し、ここに一つの大きな到達点を迎えたといえよう。

4 CSA, PGS と出会う

この2010年2月の「地域とささえる食と農神戸大会」の第5分科会では、「オーガニックマーケットにおける提携・PGS・認証」のテーマで、それぞれの意義を確認しつつ、有機農業のめざす社会的公正の基準や、小規模家族農家にも向き合うPGSについて話し合った⁽¹³⁾。

報告に立った有機農家の山田勝巳は、「提携」では基本的に認証は必要ないこと、そして、農家が多品目少量栽培をする自給をし、自立することの重要性を強調した。当時、IFOAM世界理事をしていた郡山昌也は、IFOAMとしてPGSに取り組んでいることを紹介した。アフアス認証センターの渡邊義明は、一般流通で消費者がどこでも買える状態にならないと有機農業の振興は無理、そのためには国全体の基準と第三者認証は必要だと述べた。インドでIRR D総合的地域開発機関所長を務めるジョイ・ダニエルは、インドの有機農業においてはIFOAMの第三者認証制度はなじまず、そのためPGSを導入。この採用により、農家収入が50~100%増えたという研究結果もあると報告した。「安全な食べものをつくって食べる会」の提携を消費者側から実践する若島礼子は、「提携」の継続により、農家の収入が37年以上にわたり安定し、規模拡大をしなくても農業を続けられることを報告した。

エリザベス・ヘンダーソンは、有機農業の基本の一つが平等、社会的正義であり、これは現在の第三者認証における基準では看過されていると指摘し、特にアメリカなどでは、労働者の権利、フェアな給料、フェアな生産者と消費者の価格決定、問題発生時の問題解決のクリアな方法、労働場所の健康と安全等に関する基準が必要であり、PGSとCSAの活動に盛り込むことを提唱した。

分科会では熱心な議論が交わされた。ここで提

示された、「提携」・CSAとPGSを組み合わせた議論は、翌2011年9月のURGENCI企画の一流の分科会「CSA meet PGS」(CSA, PGSと出会う)、「社会的公正」に引き継がれた。

おわりに

2010年以降、日本の有機農業運動をとりまく社会情勢は、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)の貿易自由化の波、東日本大震災・原発震災による放射能汚染問題と、厳しい局面を迎えている。そのなかで世界を見渡すと、日本で1970年代に始まった「提携」を基軸とした有機農業運動は、以上に概観したように、世界の有機農業運動の一つの大きな潮流となって広がっている。

欧米のCSA等の急成長の背後に共通するものは、1980年代以降の新自由主義やグローバリゼーションにより、従来の地域社会(特に農村)においてその地域の自然と一体となって伝統的な農や食、暮らしを守り続けてきた主体である小規模農家、家族農業農家の生業(農業)が立ち行かなくなった現実である。さらにもう一つ重要な点は、そうした小規模農家が選択してきた有機農業技術(有機農法)を大規模農場でも形を変えて行うようになり、大企業が参入して大量の有機農産物をスーパーマーケットや大規模有機食品店舗に流通させ、有機農業分野でも小規模農家が競合の危機にさらされるようになったことである。

途上国では、貧困にあえぐ伝統的な小規模農家が、貧困からの脱出を都会に出る方向ではなく、農村に留まりつつ有機農業へと歩を進め、近場の都市向けに有機農産物を出荷していく際に、産消提携システムや参加型有機認証(PGS)を採用入れることで、活路を見出ししている。

ひるがえって日本の「提携」運動をみると、ややもすると「提携」は、「頭打ち」「衰えている」という評価がなされることがあるが⁽¹⁴⁾、それは1970年代後半から続出した消費者団体主導型の直接提携による「提携」団体の多くが高齢化などで消費者会員数を半減させているからにほかならない。個別有機農家や有機農家グループによる

「提携」の取組みは増加傾向にあり、これらの農家は、消費者との直接提携だけでなく、レストラン・小規模加工食品工場との直接提携、学校給食への納入、恒常的な朝市・直売所などを通して、地域の人々（消費者、実需者）とのつながりを広げている⁽¹⁵⁾。直接提携は基本であり、特に小規模農家にとって、提携の理念の下に形成される一定数の消費者数を確保できる小規模グループや個別消費者との提携は、少量多品目栽培の有機農業を持続させるものとなる。だが、さらにそうした個別小規模農家が地域で連携をとって、地域のレストランや小規模加工所、朝市や直売所などにも複合的に関わることができれば、小規模農家の経営基盤を強めると共に、地域の消費者にとっても有機農業との出会いを増やすことになると期待される。

他方、1980年代半ばから有機農業や有機農産物への関心を抱いた一般消費者は、その頃から台頭した運動的理念を共有しつつ有機農業生産者と消費者の間を最短距離で取り持つ有機農産物等専門流通事業体による宅配事業の利用や、環境保全型農業から進んで有機農業によりつくられた農産物の取扱いが増えた生協への参加によって有機農業消費者の道を歩んできた。2010年2月の「地域がささえる食と農 神戸大会」には、前者の流通事業体も一員として加わっており、大きな括りで見ると、日本の生産者と消費者の「提携」運動を担う一翼とみなすことができる。1960年代後半から70年代にかけて設立された後者の生協も、生産者と消費者の提携、協同組合間協同、協同の思想による社会変革を理念に掲げ、消費者（組合員）の数は首都圏で100万人という生協もあるなど規模は桁違いであるが、資本主義的な大企業の流通事業者とは一線を画しており、その観点を入れた反グローバリゼーションのさらに大きな括りで見れば、これらの生協も広義の産消提携の運動の範疇に入るであろう。

現下のグローバル経済による貿易自由化をはじめとする大企業支配への動きが強まれば強まるほど、地域に根ざしたローカルな取組みが求められる。取組みの方向性は、「3.11」大震災と原発事

故を契機に、より明瞭になったのだが、すなわち、巨大科学技術から適正技術へ、資源・エネルギーの大量消費から持続可能な消費へ、大都市一極集中から分散型へ、都市型生活から森・里・海の自然と共生する簡素なライフスタイルへの転換であるだろう。日本の有機農業「提携」運動は、この40年以上にわたり、すでにそうした理念を共有しつつ具体的には食と農の地域自給原理に基づく人々の「提携」活動を基軸に実践的な理論と経験を蓄積してきた。これからはさらに、グローバルな動向を視野に入れて、産消提携運動の国際的な連帯を強めると共に、これまでの「提携」と地域自給を基軸にした有機農業運動の取組みを内外に発信しつつ、森・里・海連環の取組みや地域での広がりについて力を注いでいくべきであろう。有機農業は、生命の糧である食料に直接関わり、人々の立つ生命豊かな土壌に根ざした基本となるだけに、このような困難な時代にあって、有機農業「提携」運動が、そこに希望を見出す連帯の場となり、その真価が発揮されることを期待したい。

謝辞

本城昇さんには、2011年9月の第17回IFOAM世界大会への参加・分科会開催の手続きで大変お世話になったことを感謝いたします。また、國學院大學経済学部の皆さんには、2004年10月～2005年9月に海外派遣研究（アメリカ、ワールドウォッチ研究所等）、2010年10月～2011年9月に国内派遣研究（東京大学東洋文化研究所）の機会をいただいたことを記して感謝の意を表します。

《注》

- (1) FAO/WHO 合同食品規格委員会は、1999年、有機食品の生産・加工・表示及びマーケティングのためのガイドライン（有機生産基準国際規格）を策定、これにより、日本にも第三者認証を義務付ける有機農産物・有機農産物加工食品の表示と生産等基準認証制度がJAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）一部改正により、導入された。
- (2) Michel and Carolyn Chritman, "Who Owns Organic? The Global Status, Prospects, and

- Challenges of a Changing Organic Market,” Rural Advancement Foundation International-USA. 内容の紹介は、久保田裕子「アメリカ・有機食品マーケットの成長と小規模農家政策」『國學院大學紀要』第45巻、國學院大學、2007年2月14日。
- (3) アンドレ・ロイの「地域がささえる食と農 神戸大会」(2012年2月)での講演による。講演録は「有機社会へ向けて」『地域がささえる食と農 神戸大会 報告書』, 同実行委員会, 2010年2月
- (4) IFOAMのウェブサイトによる。http://ifoam.org
- (5) 定義(Definition of Participatory Guarantee Systems)は、原文は、Participatory Guarantee Systems are locally focused quality assurance systems. They certify producers based on active participation of stakeholders and are built on a foundation of trust, social networks and knowledge exchange.
「PGS ビジョンと理念を共有しよう」の原題 Participatory Guarantee Systems: Shared Vision, Shared Ideals.
「PGS 小規模農家のためのマーケティングと支援」の原題 Organic Agriculture and Participatory Guarantee Systems: Marketing and Support for Organic Smallholders.
- (6) 日本有機農業研究会からの参加者は、魚住道郎、林重孝、本城昇、田坂興亜、吉野馨子、若島礼子、マーティン・フリッド、久保田。なお、他に日本からは、全国有機農業推進協議会理事長金子美登、IFOAM-ジャパン理事長村山勝茂、民間稲作研究所稲葉光國をはじめ、10数名が参加した。
- (7) 日本有機農業研究会は、次の調査研究を実施してきた。
『有機農業に関する消費者の意識調査報告』日本有機農業研究会、2009年3月
『有機農業への消費者の理解促進と「提携」に関する調査報告』日本有機農業研究会、2010年3月
『有機農業に関する消費者の意識と理解促進に関する調査報告』日本有機農業研究会、2011年3月
- (8) 日本有機農業研究会の第17回IFOAM世界大会の報告は、『土と健康』No.431, 2012年3月号、日本有機農業研究会、に掲載してある。
- (9) 薄井寛『「世界の窓」から食料問題を考えるシリーズ 第11回 2007年米国農業センサスの農家戸数が4%増』JA総合研究所ウェブサイト
- 『世界の窓』による。なお、米国の「農家」の定義は、年間1,000ドル以上の農畜産物の販売を行った者。なお、センサス記載は、徳光一輝「テイケイ農業 世界で育つ」『産経新聞』2010年1月12日を参照。
- (10) 実行委員会は、兵庫県有機農業研究会、IFOAM-ジャパン、全国有機農業団体連絡協議会、日本有機農業研究会などをはじめ、多数の有機農業及び関係団体からの参加により組織された。実行委員長橋本慎司、事務局長赤城節子、事務局三好智子ほか。
- (11) 報告書は、『地域がささえる食と農 神戸大会 報告書』同実行委員会、2011年2月。
日本有機農業研究会の報告は、橋本慎司『「提携」を核に、国際的・地域的な連帯を』, 本野一郎「世界の『提携』・CSA・AMAP等が一堂に会した神戸大会」, 魚住道郎「森・里・海を腐植でつなぎ共存・共生・協同の原理をもつ有機農業」ほか。『土と健康』No.416, 2010年5月号、日本有機農業研究会。
- (12) エリザベス・ヘンダーソン「世界に広がるCSA」『土と健康』No.416, 2010年5月号、日本有機農業研究会。
- (13) 今井優子「第5分科会報告 オーガニック・マーケットにおける提携・PGS・認証」『地域がささえる食と農 神戸大会 報告書』同実行委員会、2011年2月、及び『土と健康』No.418, 2010年8・9月合併号、日本有機農業研究会。なお、同分科会の企画・ファシリテーターは筆者が務めた。
- (14) 2010年2月の「地域がささえる食と農 神戸大会」に会場で採択された「大会宣言」には、「現状認識」のところで、地域づくりが伴わないために提携運動が衰えた旨の記述が入っている。なお、同大会宣言は、最後の「方向性の共有」部分において、「食・農・環境にささえられた社会」「人間と自然を共に尊重しあえる平和な社会」をつくるためには、健全な食と小規模な家族経営農業を確立していくことが求められるのであり、そのためにも顔のみえる関係にこだわり、提携思想を深め、世界の提携運動とも連携を強めながら、有機農業を広めていこうと提唱している。前掲注(13)参照。
- (15) 前掲注(7)の報告書のうち、直接提携グループの動向については、2010年3月間にアンケート調査結果が掲載してある。いずれの報告書でも生産者消費者交流などについて、事例調査報告を掲載している。

《Summary》

Organic Agriculture “TEIKEI” Movements
under the Globalization:

Community Supported Agricultures meet IFOAM's Participatory Guarantee Systems

KUBOTA Hiroko

In 2004, the International Federation of Organic Agriculture Movements launched a new organic verification systems alternative to the ISO-type independent third-party certification. It is called “Participatory Guarantee Systems”. The PGS are locally focused quality assurance systems, and they verify producers based on active participation of stake holders and are built on a foundation of trust, social networks and knowledge exchange. Costs of participation are low and mostly take the form of voluntary time involvement rather than financial expenses. Moreover, paperwork is reduced, making it more accessible to small farmers. On the other hand, many small farmers have organized a Community Supported Agriculture, that is, local food systems with partnership between producers and consumers. Now, IFOAM has a major role in supporting small CSA farmers through PGS initiatives.

Keywords: Organic Agriculture Movement, TEIKEI movement, Community Supported Agriculture, International Federation of Organic Agriculture Movements, Participatory Guarantee System